

議案第21号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.02」を「100分の6.3」に改め、同条第2号中「3万600円」を「3万2,400円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.34」を「100分の2.17」に改める。

第15条の16中「14万円」を「16万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.84」を「100分の1.9」に、「100分の49」を「100分の51」に改め、同条第2号中「1万5,000円」を「1万5,300円」に、「100分の51」を「100分の49」に改める。

第16条の5中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条の2中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号ア中「2万1,420円」を「2万2,680円」に改め、同号ウ中「1万500円」を「1万710円」に改め、同条第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同号ア中「1万5,300円」を「1万6,200円」に改め、同号ウ中「7,500円」を「7,650円」に改め、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同号ア中「6,120円」を「6,480円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「3,060円」に改める。

付則第2条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に

年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に改め、「その年」の次に「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、付則第2条の改正規定及び付則第3項の規定は、公布の日から施行し、同年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成26年度分の保険料から適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の付則第2条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。